



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ 2010 推進ニュース

—介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！—

方針「今後の介護ウェーブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう！

特養、老健の一部ユニット型施設の問題について地協公共団体関係者等からヒヤリング

厚労省「社会保障審議会介護給付費分科会」(第67回)が開催(2010年8月20日)



「第 67 回社会保障審議会介護給付費分科会」(分科会長：東京大学名誉教授：大森彌氏)は、2003 年 4 月 2 日以降に新設された特養、2005 年 10 月 2 日以降に新設された老健の多床室とユニット型個室が併設している施設を、国の解釈と相違し、「一部ユニット型」として施設指定をして、ユニット型個室の介護報酬を算定していた問題について、自治体関係者や特養、老健の施設長等の 9 名からヒヤリングを行いました。

厚労省はヒヤリングを受け、今後の議論となる事項として、「これまで指定されている一部ユニット型施設の問題、介護報酬について

どのように考えるべきか」、「今後、一部ユニット型施設の取り扱いについてどのようにすべきか」を検討する上で、議論となる事項として、①国と地方の役割について、②一部ユニット型施設の取り扱いについて、③ケアの在り方について、④低所得者の方への対応をどうするのか、⑤ユニット型施設の推進のための方策の 5 点の論点を提示しました。次回は 9 月 6 日に、引き続き議論が行われる予定となっています。

ユニット型個室化率70%目標と交付金の廃止が「たまゆら」火災事故の要因

狩野信夫氏(東京都福祉保健局高齢社会対策部長)は、「たまゆら」の火災事故にも関係する問題として、都内の生活保護受給者が、法律に基づく届け出を行っていない、「法外施設」で生活しているのが 781 名(2009 年 1 月 1 日現在)おり、そのうち都外の法外施設に 477 名いる実態を説明しました。法外施設の入居者は、平成 19 年度以降急増していることに触れ、その要因となったのが、厚労省が平成 18 年 3 月に、ユニット型個室化率 70% 目標を打ち出したことと交付金の廃止によって、ユニット型個室の特養しか新設されず、生活保護受給者が入所できない問題が大きく関係していると指摘しました。また、東京都は、法外施設と無料低額宿泊所にいる約 1,600 人の対応として、基準が緩和された都市型軽費老人ホームを 2012 年までの 3 年間で 240 カ所(2400 人分)整備する方針ですが、要介護 3 以上の受け入れが困難である課題と、都内の特養のユニット型個室に生活保護受給者が入所している実態は皆無で、さらに低所得者の入所率が低い実態を示しました。

その上で、施設の指定基準は地方の実情に応じて、自治体の裁量と責任において定めるようにすることや、居室定員を「参酌すべき基準」とし多床室の整備を認めるよう主張しました。



一部ユニット型施設の取り扱いについては、基準省令上の規定がなく、解釈通知が示されているに過ぎないため、法的効力がないと指摘し、介護報酬の取り扱いについては、施設・人員基準が守られており、機械的に介護報酬の返還が生じないように取り扱うよう求めました。また、ユニット型特養の整備促進のために、低所得者もユニット型特養を低廉な居住費負担で利用できる仕組みを国の責任で行うこと、都内の国有地を地代減額のうえ貸し付ける制度や、施設整備に対する補助金の補助額を大都市部と地方で一律にしないこと等を要望しました。



埼玉県、香川県も県内の生活保護受給者が特養のユニット型個室に入居できない問題を示し、東京都と同様に多床室の整備と、一部ユニット型施設問題の取り扱いについても、介護報酬の返還が生じないよう求めました。逆に横浜市の担当者は、個室ユニットに低所得者が入所できながら多床室をつくるのではなく、補足給付の拡充や居住費補助で対応し、ユニット型個室の推進を主張しました。

低所得者でもユニット型個室を利用できるようにするのは国の責任



ヒヤリングの後の質疑で、池田省三氏（龍谷大学教授）が、「たまゆらは全室個室だったにもかかわらず、東京都は特養で雑居部屋を認めるというのはどういう発想か」と指摘し、さらに、ユニット型個室の要介護3以下の入所者比率が高いことに対し、「ケア施設を福祉施設としているのではないか」と回答を求めました。これに対し、狩野信夫氏（東京都福祉保健局高齢社会対策部長）は、「雑居部屋」の定義を示すよう池田氏に詰め寄り、さらに、「発言に対し自分を批判しろ」と怒りをあらわにし、大森座長が雑居部屋ではなく多床室と仲裁に入りました。

狩野氏は、ユニット型個室の推進には反対しないとした上で、「低所得者でもユニット型個室を利用できるようにするのは国の責任」と指摘し、「（池田氏の質問は）居住空間とケアの問題をごっちゃにし、多床室がひどいケアをしているとキャンペーンをしている。ユニット型個室は5～6年前から整備が始まったもので、何を基準に（要介護3以下の比率）しているのかわからない。特養は介護施設であり、老人福祉施設でもあるのだ」と、池田氏に対し反論しました。

その他、池田氏は、社会福祉法人について、平成21年3月26日の自民党の会合で、国1兆円、社会福祉法人1兆円の合計2兆円で20万床を整備するという資料があり、「社会福祉法人全体の内部留保が本当に1兆円あるのか」と指摘しました。これに対し、矢野恵三氏（富山県・社会福祉法人射水万葉会常務理事）は、1兆円あるかどうかは不明とした上で、「社会福祉法人は、多いか少ないか分からぬが、最低でも3～4ヶ月分のキャッシュフローを持っていないと安心できない」とし、さらに、「（自治体から）天下りのある社会福祉法人は決定権がなく、（内部留保）は本来、利用者に還元すべき」と考えを示しました。

個室の整備促進は人権の観点からも重要です。しかし、特養の多床室をめぐる問題の根底は、ユニット型個室である「新型特養」に低所得者と生活保護受給者が入居できず、「お金持ちは個室」「貧乏人は多床室」という国の誤った政策です。補足給付の拡充や、低所得者でもお金を心配せず必要な人が誰でも入居できる仕組みとすることが、問題解決の一歩となります。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp